

岩見沢市地域福祉計画 第1回策定委員会 次第

日時：平成28年8月10日（水） 午後1時30分～

場所：岩見沢市役所3階 第1会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 地域福祉計画と策定委員会について
- 5 委員長、副委員長選出
- 6 委員長、副委員長あいさつ
- 7 議事
 - (1) 協議の進め方について
 - Ⅰ. 計画期間
 - Ⅱ. 策定スケジュール（予定）
 - Ⅲ. 策定委員会の公開
 - (2) 地域福祉計画について
 - Ⅰ. 地域福祉計画の趣旨
 - Ⅱ. 地域福祉計画の策定体制と位置づけ
 - Ⅲ. 岩見沢市地域福祉計画の構成（イメージ）
 - (3) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査について
- 8 その他
- 9 閉会

岩見沢市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	選出区分	氏 名	所 属
1	有識者	堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会 会長
2		齋藤 硯三	元岩見沢市教育研究所 所長
3		佐藤 恵三	前駒沢看護専門学校 校長
4	福祉関係団体、 自治組織、 その他市民団体 等の代表	高松 孝行	岩見沢市社会福祉協議会 会長
5		内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター 運営委員長
6		山本 博光	岩見沢市老人クラブ連合会 会長
7		梅田 絹子	岩見沢市民生委員児童委員協議会 会長
8		石合 義則	岩見沢市町会連合会 副会長
9		鎌田 清美	岩見沢市保健推進会 理事
10		中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議 委員長
11		東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表
12		湯澤 真吾	岩見沢市生活サポートセンター センター長
13		北市 宗三	岩見沢商工会議所 副会頭
14		土田 雅満	岩見沢市校長会 会長
15	公 募 委 員	橋本 啓子	
16		佐藤 昌子	
17		高岡 いづみ	

岩見沢市告示第 1 1 4 号

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法第 4 条及び第 1 0 7 条に基づき、岩見沢市における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等を一体的に定める計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを目的として、岩見沢市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、計画の策定及び見直しに関し必要な事項について調査及び検討を行い、地域福祉の推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等について協議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、2 0 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選任された市民

資料 1

- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しの完了時までとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

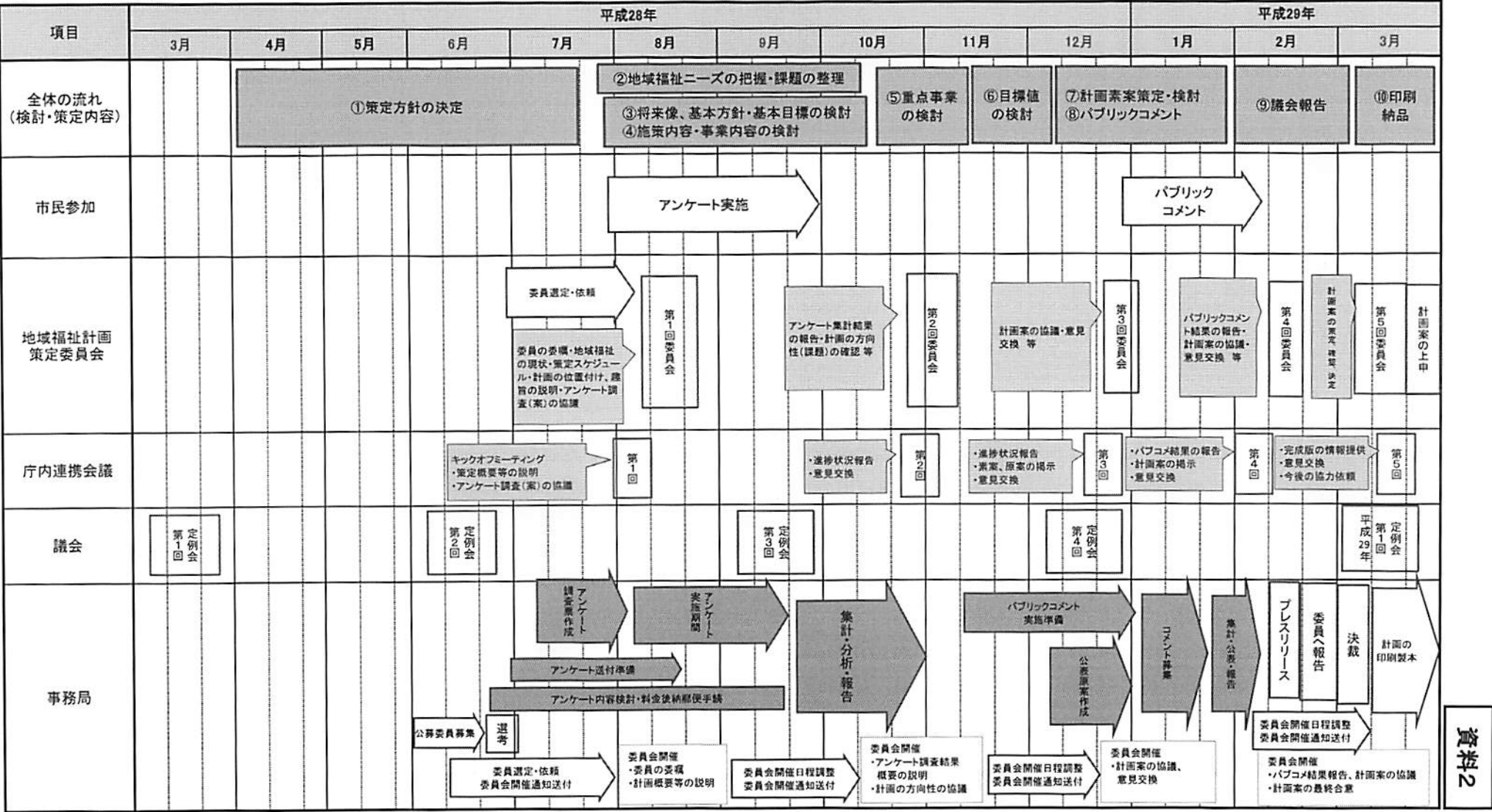
(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

岩見沢市地域福祉計画策定スケジュール(予定)



岩見沢市地域福祉計画について

1. 地域福祉計画とは？

○市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするもの。

○社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、連携し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめたもの。

○社会福祉法第107条に規定があり、作成は努力義務となっている。

・社会福祉法第107条(平成15年度より地域福祉計画策定規定の施行)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

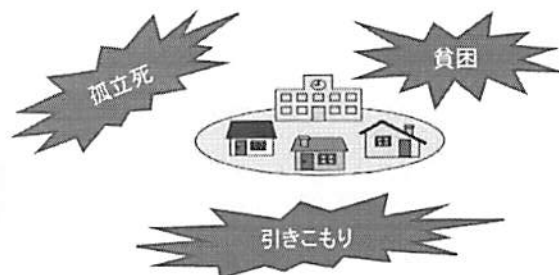
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 地域福祉計画の策定により期待される効果

- ①地域の要望や課題が明らかになる
- ②住民・行政等の役割が明らかになる
- ③地域福祉活動・事業の推進につながる
- ④各種ネットワークの形成や連携強化のきっかけになる
- ⑤住民の地域福祉の理解が進む
- ⑥進捗状況や政策評価(進行管理)を行うようになる

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課「市町村地域福祉計画策定状況等の調査」より)

3. 岩見沢市で地域福祉計画を策定する意義



地域のチカラを総動員して課題解決



岩見沢市民の
幸福



岩見沢市地域福祉計画に盛り込むべき内容

◇地域福祉計画に盛り込むべき内容

通知により求められている内容

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の掲示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
 - ・相談支援体制の整備
 - ・必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

・要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認

日頃から要支援者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要支援者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要支援者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要支援者支援にも資するものである。
(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知)

・高齢者等の孤立の防止

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知)

・生活困窮者自立支援方策について

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知)

岩見沢市地域福祉計画の策定体制

◇地域福祉計画の策定体制について

○庁内連携会議(市役所内体制)…構成員:19人、開催回数:5回 を予定

【◎委員長、○副委員長及び構成委員】

- ・◎健康福祉部長、○健康福祉推進担当次長、健康づくり推進担当次長、福祉課長、高齢介護課長、健康づくり推進課長、国保医療助成課長、保護課長、地域包括支援センター長
- ・市民連携室長、男女共同参画担当主幹、防災対策室長、企画室長、商工労政課長、都市計画課長、北村・栗沢支所保健福祉課長、指導室長、子ども課長

○地域福祉計画策定委員会(市役所外部体制)…構成員:17人、開催回数:5回 を予定

【策定委員】

- ・学識経験者 3人、福祉関係団体・自治組織・その他市民団体等の代表者 11人、一般公募 3人

○事務局…健康福祉部福祉課総務グループ

○策定体制(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告書により求められている内容)

・地域福祉計画は老人福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

・策定にあたっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健医療関係者、民生委員児童委員、市町村職員が参加する「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

・また、「地域福祉計画策定委員会」は住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮を行い、住民等が計画策定に積極的に関わる機会を確保することが望ましい。

○他自治体の策定体制の状況(「社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定・実施・評価における課題に関する調査研究事業」報告書(一般社団法人 全国介護者支援協議会)(以下、「厚労省補助による調査研究事業報告書」という。))より抜粋 ※平成24年度厚生労働省による補助事業)

- ・計画策定委員会人数…平均16.4人、最大54人、最少4人(回答数:644市町村)
- ・事務局の設置人数…平均2.9人、最大20人、最少1人(回答数:606市町村)
- ・計画策定委員会設置期間…平均12.9か月、最長66か月、最低1か月(回答数:644市町村)
- ・計画策定委員会の開催回数…平均4.6回、最大26回、最少1回(回答数:644市町村)

○求められる人物像(厚労省補助による調査研究事業報告書「調査結果からの提言」より抜粋)

- (1)調査力…①情報収集能力、②調査企画・実施力、③分析力
- (2)企画力…④構想力、⑤計画力、⑥実行力、⑦調整力、⑧開発力
- (3)コミュニケーション力…⑨情報発信力、⑩交渉力

岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

新岩見沢市総合計画

岩見沢市保健福祉関連計画

岩見沢市健康増進計画

岩見沢市介護保険事業計画

岩見沢市高齢者保健福祉計画

岩見沢市障がい者福祉計画

岩見沢市障がい福祉計画

岩見沢市子ども・子育てプラン

岩見沢市地域福祉計画

連携

岩見沢市社会福祉協議会

その他の関連計画

男女

防災

産業

環境

教育

岩見沢市地域福祉計画の目次(イメージ)

◇目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 策定体制

第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

- 1 岩見沢市の概況
(人口、世帯、出生率、児童、障害者、要介護者、生活保護受給者 等)
- 2 岩見沢市民の意向
(アンケート結果の概要)
- 3 概況と市民意向から導かれる課題

第3章 計画の理念と目標

- 1 基本理念
- 2 計画目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

○第4章の構成の説明

※第3章「3 施策の体系」ごとに個別・具体的な事業を記載

第5章 計画の継続的な推進と評価

- 1 市民、事業者、行政による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進
- 3 計画の進捗状況の把握と評価
- 4 おわりに

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 岩見沢市地域福祉計画策定委員会
- 3 岩見沢市地域福祉計画庁内連携会議
- 4 地域福祉活動に関する市民意識調査の概要
- 5 用語解説

岩見沢市地域福祉計画のイメージ図

基本理念

8万総活躍地域(仮)

計画目標

計画目標Ⅰ

福祉サービスを利用しやすい
仕組みづくり

計画目標Ⅱ

地域の社会資源を育む環境づくり

計画目標Ⅲ

福祉活動への参加が活発な
地域づくり

基本目標

基本目標ⅰ

安心して利用できる
福祉サービス

基本目標ⅱ

福祉サービスの狭間にある
問題への対応

基本目標ⅲ

福祉事業の基盤づくり

基本目標ⅳ

地域福祉推進のための
人材育成

基本目標ⅴ

地域福祉の理念の普及

基本目標ⅴ

福祉活動への参加を
促す環境づくり

基本 施策

具体的な施策(例)

基本 施策1

身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供
●民生委員児童委員の活動促進、サポート強化 など

基本 施策2

福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり
●民間事業者との連携による「要支援者早期発見ネットワーク」の構築 など

基本 施策3

生活困窮者自立支援事業の効果的な実施
●岩見沢市生活サポートセンターでの自立相談支援及び就労支援の強化 など

基本 施策4

教育分野との連携による子どもの貧困対策への取り組み
●子どもの貧困に関する実態調査の実施 など

基本 施策5

災害時における避難行動要支援者の支援
●要支援者名簿の作成 など

基本 施策6

地域包括ケアシステムの構築
●保健・医療・介護の連携促進 など

基本 施策7

福祉事業者の育成と支援
●岩見沢市社会福祉協議会との連携強化 など

基本 施策8

福祉教育の推進
●「岩見沢市地域福祉勉強会」などを定期的開催、教育分野とも連携 など

基本 施策9

権利擁護の普及啓発
●市民後見人の養成 など

基本 施策10

町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進
●魅力ある町内会・自治会づくり支援 など

基本 施策11

ボランティアの支援体制の強化
●「ボランティアセンター」の機能強化 など

岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査の概要**【調査の目的】**

本調査は、平成29年度から5年間を計画期間とする「岩見沢市地域福祉計画」の策定にあたり、岩見沢市民の地域の活動の状況や感じている地域課題、市の施策に対する意見等について把握することにより、計画策定と今後の施策検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の方法】**(1) 調査対象**

平成28年8月1日現在、岩見沢市内に在住の18歳以上の市民とする。

(2) サンプル数と抽出方法

上記対象者について、住民基本台帳から3,000人を無作為抽出する。

(3) 調査方法

郵送法により、調査票を発送し、返信用封筒により回収を行う。

※想定する回収率は40%程度（必要なサンプル数は1,200程度）

(4) 調査期間

平成28年9月上旬～平成28年9月中旬までの約2週間とする。

【調査項目等】

別添のとおり

【調査の実施機関】

調査の企画・実施者：岩見沢市健康福祉部福祉課総務グループ

集計・分析：岩見沢市健康福祉部福祉課総務グループ

岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」の調査項目について

【調査項目一覧】

1. 基本情報

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 職業
- ④ 家族（世帯）構成（人数及び世帯構成）
- ⑤ 住まいの形態
- ⑥ 住んでいる地域
- ⑦ 住んでいる期間
- ⑧ 家計の状況
- ⑨ 健康状態
- ⑩ 外出の頻度

2. 近所との付き合い及び地域活動への参加状況

- ① 近所の人との付き合いの状況
- ② 町内会（自治会）加入の有無
- ③ 町内会（自治会）未加入の理由
- ④ 町内会（自治会）に必要だと思うこと
- ⑤ 地域での活動の内容
- ⑥ 参加した動機
- ⑦ 参加しない理由

3. ニーズ及び支援力の把握

- ① 日常生活において、問題や不安なこと（≒関心のあること）
- ② 日常生活における問題や不安なことの相談相手
- ③ できそうな手助け、受けた手助け
- ④ 「受けたと思う手助けはない」場合はその理由
- ⑤ 生活困窮者について、身の周りに気になる方がいるか
- ⑥ 身の周りに気になる方がいる場合、どこに報告・相談したか？
- ⑦ 報告・相談しなかった場合はその理由は？

4. 災害時について

- ① 災害発生時に、自力で避難できない人がいたときにどう対応するか
- ② 手助けできない理由
- ③ 災害時の避難に際し、不安に感じていること
- ④ 個人情報の活用に関してどの程度許容できるか

5. 福祉サービスの担い手について

- ① 社会福祉協議会についてどの程度知っているか
- ② 社会福祉協議会以外の社会福祉法人についてどの程度知っているか
- ③ 社会福祉協議会やその他の社会福祉法人に求めること

6. 岩見沢市における福祉分野での評価（満足度）と今後の重要度

- ① 町内会活動
- ② 地域住民相互の助け合い
- ③ 民生委員・児童委員などの身近な相談支援体制
- ④ ボランティア活動
- ⑤ 社会福祉法人等による福祉サービス
- ⑥ 地域福祉を支える担い手づくり
- ⑦ 福祉に関する教育や福祉について学ぶ機会
- ⑧ 介護を必要とする高齢者に対する支援体制
- ⑨ 障がい者などに対する自立支援体制
- ⑩ 子どもや妊娠中の人、子育て中の人に対する支援体制
- ⑪ 生活困窮者に関する情報の把握、自立支援体制
- ⑫ 市民の健康づくり、健康の維持のための活動
- ⑬ 災害時における要支援者情報の共有と支援体制
- ⑭ 防犯などの地域の安全に関する活動
- ⑮ 差別や偏見をしないようにする意識
- ⑯ 福祉分野以外との連携による相談支援体制

7. その他

- ① 今後、特に力をいれるべき施策
- ② 今後の福祉サービスや事業の在り方について
- ③ 福祉関連の情報の入手方法
- ④ 地域福祉の推進について、意見、要望（自由記載）

【留意事項】

- ・あくまでも現時点での案であり、下記の視点等も踏まえ、今後、変更もありうる
- ・庁内連携会議及び策定委員会における意見等を最大限、反映させる
- ・質問数は最小限に抑える（回答者の負担を軽減し、未回答やいい加減な回答を防ぐため）
- ・後々、集計、分析しやすい質問内容とする（細かくしすぎない）
- ・選択肢に、同じような内容がないか、抜け漏れがないか、十分に検討する
- ・質問の意図を明確にし、不適切な表現等がないか、十分に検討し、抽象的な選択肢等、判断しにくい選択肢をできる限りなくす

岩見沢市地域福祉計画策定 10 カ条

- 第1条 「岩見沢市民のために」という視点を忘れない
- 第2条 岩見沢市民が誇りを持てるような内容とする
- 第3条 岩見沢市民の1人1人に訴えかける内容とする
- 第4条 「岩見沢市ならでは」の光輝的な内容とする
- 第5条 具体的でわかりやすい内容とする
- 第6条 常に完成形をイメージしておく
- 第7条 岩見沢市民が積極的かつ継続的に地域福祉の推進に参加していけるような仕組みを構築する
- 第8条 庁内及び各団体等との関係において、策定以降も関係部署及び団体が継続的な連携を保って地域福祉を推進していけるような仕組みを構築する
- 第9条 策定したらそれで終わりではなく、地域福祉の推進のための事業の実施、評価、改善を適切に行うといった仕組みを構築する
- 第10条 計画の策定及び地域福祉の推進について妨げられるようなことがあっても、それをチャンスとして捉える

岩見沢市地域福祉計画 第2回策定委員会 次第（案）

日時：平成28年10月末から11月中旬
午後2時頃から
場所：未定

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 岩見沢市の概況について（人口、出生率、要介護者数等のデータ）
 - (2) アンケートの実施結果について
 - (3) 計画目標（方針）について
 - (4) 地域福祉を推進するための具体的な施策について
- 4 その他
- 5 閉会